

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）並びに第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）及び第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては3週
申 請 先：交通部運転免許試験課免許係若しくは申請係又は住所地を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線278）
備 考：